

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年 3月29日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条企画総務係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条経理係の項に次の1号を加える。

(6) 水道料金の改定及び水道料金審議会に関すること。

第4条給水係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 専用水道の届出等に関すること。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。